

かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち かごしまの食グローバルファーマー育成支援事業補助金 交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、県産農林水産物の輸出拡大を図るため、かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうちかごしまの食グローバルファーマー育成支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき事業を行う補助事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者及び補助対象経費等)

第2条 補助金の交付対象者は、以下の各号いずれにも該当しない者とする。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に避難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
- 2 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金にかかる消費税仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

- 2 規則第7条第1項の補助金変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業変更計画書(別記第2号様式)
 - (2) 変更収支予算書(別記第3号様式)
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 規則第11条第1項の規定による事業遂行状況報告については、別表によりこれを知事に報告しなければならない。

(事業の着手)

- 第8条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助金の交付申請者(以下、「申請者」という。)が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、申請者は、あらかじめ、知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した事前着手届(別記第8号様式)を知事に提出するものとする。
- 2 前項のただし書により交付決定の前に着手する場合については、申請者は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、申請者は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすること、また、事業の全部又は一部が補助の対象とならないことがあり得ることを了知の上で行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実績書(別記第2号様式)
 - (2) 収支精算書(別記第3号様式)
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了の日から1箇月を経過した日又は2月31日までのいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 4 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、別記第10号様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金等の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第12号様式のとおりとする。

2 この要綱に基づき交付される補助金については、概算払をすることができる。

3 規則第16条第3項の補助金等概算払申請書は、別記第13号様式のとおりとする。

(個人情報保護等に係る対応)

第12条 補助事業者は、事業遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは、法令を遵守し適正な管理をするものとし、事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(海外の付加価値税に係る還付金の納付)

第13条 補助事業者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続きを速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を県に納付するものとする

(雑 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

別表（第2条，第5条及び第7条関係）

補助対象経費	補助率又は補助額	補助事業等の内容等の変更要件	事業遂行状況報告		
			報告時点	報告期限	報告様式
<p>補助事業者が実施する，海外のバイヤー等実需者からの要望や輸出先国の規制等に対応するための生産体制の構築に必要な経費。</p> <p>(1) 海外のバイヤー等実需者からの要望に対応するための経費</p> <p>(2) 輸出先国の規制等に対応するための経費</p> <p>(3) 海外への新たな販路開拓のための経費</p>	5分の4以内	補助金額の30%を超える減 補助金額の増	事業年度の10月31日現在 ※交付決定が10月31日以降の場合は12月31日現在	事業年度の11月15日 ※交付決定が10月31日以降の場合は11月15日	別記第7号様式